

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 西松建設株式会社

【英訳名】 Nishimatsu Construction Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤晴貞

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【電話番号】 03(3502)0232

【事務連絡者氏名】 経理部長 岩淵康文

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【電話番号】 03(3502)0232

【事務連絡者氏名】 経理部長 岩淵康文

【縦覧に供する場所】 西松建設株式会社 西日本支社
大阪市中央区釣鐘町二丁目4番7号
西松建設株式会社 中部支店
名古屋市東区泉二丁目27番14号
株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

平成28年6月29日開催の第79期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類 金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき16円
総額 4,430,994,960円
効力発生日
平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する変更及び責任限定契約の締結対象取締役の拡大に関する変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、近藤晴貞、前田亮、一色真人、澤井良之、高瀬伸利、松本章、河埜祐一を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、水口宇市、三野耕司、菊池きよみ、池田純を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額を、年額360百万円以内と設定するものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額80百万円以内と設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	決議結果(賛成比率)
第1号議案 剰余金処分の件	196,648	333	0	可決 (98.90%)
第2号議案 定款一部変更の件	193,061	3,921	0	可決 (97.09%)
第3号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)7名選任の件				
近藤 晴 貞	187,232	9,673	78	可決 (94.16%)
前田 亮	194,698	2,209	78	可決 (97.92%)
一色 真人	195,953	954	78	可決 (98.55%)
澤井 良之	195,922	985	78	可決 (98.53%)
高瀬 伸利	195,952	955	78	可決 (98.55%)
松本 章	195,913	994	78	可決 (98.53%)
河埜 祐一	195,915	992	78	可決 (98.53%)
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件				
水口 宇市	191,147	5,760	78	可決 (96.13%)
三野 耕司	195,896	1,013	78	可決 (98.52%)
菊池 きよみ	194,204	2,705	78	可決 (97.67%)
池田 純	194,454	2,455	78	可決 (97.79%)
第5号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の額設定の件	196,416	571	0	可決 (98.78%)
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	196,396	592	0	可決 (98.77%)

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から確認できた議決権数の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。